

# 中国、韓国の高齢者雇用の現状と課題

## 急速に進む高齢化で対応を急ぐ

### —研究ワークショップから—

労働政策研究・研修機構と中国労働科学研究院(CALSS)、韓国労働研究院(KLI)は二〇〇七年一月六日、東京で「活力ある高齢化社会の構築—高齢者雇用政策の現状と課題」をテーマに研究ワークショップを開き、三研究機関の研究員が各々の研究成果を報告した。

日本では少子高齢化はすでに人口減少局面に移行し、予想される労働力不足対策の一環として高齢者の雇用促進に本格的に取り組んでいる。中国、韓国においても高齢化は急速に進み、高齢者の雇用対策は大きな政策課題の一つであると認識はされているが、具体的な対応策はこれからのようだ。このため中国、韓国の報告は高齢化の現状と課題の分析が中心であった。ここではCALSSとKLIの報告に基づき、中韓両国の最近の高齢者雇用の現状と政策的課題について紹介する。

#### 中国は世界一の高齢者大国

中国からは鄭玄波(Xuanbo ZHENG)労働社会保障部雇用訓練局処長が主として最近の高齢化の現状について説明し、刘家強(Jiaqiang LIU)西南財経大学教授が高齢者雇用の政策的課題について報告した。

いうまでもなく中国は世界一の人口大国である。この人口大国が高齢化社会に移行しようとしている。当然ながら高齢者数の規模は世界一となる。高齢化はこれまで先進国の課題であると考えられてきたが、中国の高齢化に伴って、開発途上国を含めた世界全体が高齢化に直面することになったといっても過言ではない。

二〇〇六年の中国の人口は一三億一四四八万人、このうち男性は全体の五一・五%、女性は四八・五%である。人口は今後も引き続き増加し、二〇五〇年までに一六億人前後になると予測されている。

一般的に「高齢化」の基準は、六〇歳以上の高齢者の人口に占める割合が一〇%を超えた場合、あるいは六五歳以上の高齢者が七%を超えた場合と定義されている。二〇〇五年末現在で中国の六五歳以上の高齢者は一億人を超え、人口の七・七%、六〇歳以上の高齢者は一〇・五%に達している。先の基準にしたがえば中国は既に高齢化した国である。

#### 豊かになる前に高齢化した中国

他の国と比較して中国の高齢化には、以下の特徴がみられる。

第一に、高齢者数の規模が大きいことである。六〇歳以上の高齢者人口は



既に一億四四〇〇万人を数え、世界の高齢者人口の五分の一を占めている。

第二に、高齢化の進展が急速である。高齢者数の人口に占める割合は、一九八二年に五%であったが、一九九九年には一〇%に達している。この変化に僅か一八年しか要していない。フランスはこの過程に一一五年を費やした。スウェーデンは八五年、アメリカは六〇年、イギリスは四五年、最も短い日本でも二五年である。

第三に、地域間の高齢化の差が大きい。上海の高齢者数は一九七九年に一〇%を上回ったが、青海、寧夏等の西部地域の省、自治区では、二〇一〇年頃に一〇%となる。高齢化の速い地域と遅い地域の間約三〇年の差がある。これは経済の地域的な不均衡とも密接につながった現象である。

第四に、「歴史的負担」が大きい。中国は計画経済から市場経済への転換を経験しているが、計画経済体制の下では年金が積み立てられていなかった。



この負担が現在に持ち越されている。これは他の国にはみられないことである。

第五に、高齢化と経済発展のバランスがとれていない。先進国が高齢化社会に移行した時、一人当たりGDPは五〇〇〇〜一万ドル前後であったが、中国は現在一〇〇〇ドルを超えたばかりで、豊かになる前に高齢化した国」となっている。

高齢化がこのように急速に進んだ大きな理由の一つに「一人っ子政策」と呼ばれる人口抑制策の影響がある。一九七九年から中国では、少数民族に多少の例外を設けたが、原則として「晩婚奨励」とともに、子供が一人だけの家庭に優遇措置を与え、二人以上の家庭には住居や税金などの負担を重くする人口抑制策が実施された。この政策は農村部ではかならずしも徹底しなかったが、都市部においてはかなり浸透し、人口の伸びを大きく抑制することになった。しかし、若年者人口の伸びが抑えられたため、相対的に高齢者人口の比率が高まる結果をまねいた。

さらに、人口の長期的動きをみると、一九五四年に中華人民共和国が成立した当時の人口は約五億人であったが、「社会主義建設には人が多く、方がいい」との思想に基づき、人口増加政策をとり、七〇年代後半には八億人近くにまで膨れあがった。このため年齢階層別にみた中国の人口構成は五〇年代、六〇年代生まれが他の年齢階層と比較してかなり多い。すなわち七九年を境として、それ以前は人口増加策がとられ、それ以後は人口抑制策がとられた結果が今日の高齢化に大きく影響している。

### 農村で多い高齢者就業

つぎに就業状況についてみる。二〇〇六年の労働力人口は一億三五〇六万人で、労働力率は七五・六％。就業

者数は七億六四〇〇万人で、うち都市部二億八三〇万人、農村部四億八〇九〇万人である。産業別には第一次産業四二・六％、第二次産業二五・二％、第三次産業三二・二％である。

高齢者の労働力率は、二〇〇〇年の人口センサスによると、六〇歳以上が三三・一％、このうち都市が一三・四％、農村が四三・二％であった。また、六五歳以上の高齢者の労働力率は二五・二％で、都市九・四％、農村三二・九％であった(表1)。

高齢就業者の主な特徴はつぎの各点である。

第一に、中国の高齢者の人的資源は豊富であるが、活用率は低い。二〇〇二年に六〇〜七九歳層で仕事をしている者は三五％に過ぎない。とくに都市の就業率は僅か二二％で、日本の六〇％、インドの五八％に遥かに及ばない。この状況を改善する合理的な措置をとって、高齢者の人的資源を開発し、活用率を引き上げていかなければならない。

第二に、高齢者就業率を男女別にみると、全体でも年齢階層別にみても、男性が女性を上回っている。

第三に、表2にみられるとおり、高齢就業者の教育レベルは低い。

第四に、高齢者の就業は第一次産業に集中している。全高齢就業者中、農林・畜産・水産業従事者の割合が九一・一三％を占め、ついで商業サービス三・

### 二〇三〇年以降に中国の労働力人口は低下

すでに述べたように中国の人口は引き続き増加している。就業者数も二〇

二〇年まで継続的に増加し九億四〇〇〇万人となる。非就業者の割合は一九九〇〜二〇三〇年において五〇％以下であり、社会的扶養負担も比較的小さいことから、この四〇年間は中国の経済発展に有利な期間といえる。だが、二〇三〇年以降は労働力人口が低下するのに伴って非就業者が増加し、経済発展のマイナス要因となることが見込まれる。

中国が労働政策の決定において合理的な選択を行わず、失業問題を根本的に解

五二％、運輸二・一二％となっている。

表1 2000年の中国の高齢者労働力率 (%)

年齢	全国	都市	農村
60歳以上	33.1	13.4	43.2
65歳以上	25.1	9.4	32.9

資料出所： 国家統計局

表2 中国の教育レベル別高齢就業者の割合 (%)

	1990年		1995年	
	高齢者	高齢就業者	高齢者	高齢就業者
非識字者・半識字者	20.70	66.00	15.61	56.14
小学校卒	8.65	27.59	10.49	35.91
中学校卒	1.37	4.42	1.58	5.41
高校卒	3.07	3.31	0.43	1.47
大卒・短大卒以上	0.22	0.69	0.31	1.07

資料出所： 中国社会科学院、国家統計局

決できなかった場合、失うものは単に経済発展のチャンスに留まらず、長期間にわたって社会全体が不安定なものとなる恐れがある。

表3にみられるように、中国の高齢化の趨勢は二〇一五年以後、加速化する状況が現れる。〇〜一四歳層と六五歳以上層は、社会全体で扶養する必要があるが、この割合が二〇一〇年をボトムに急速に増えると予測され、対応策を講じる時間的余裕はそれほど残されていない。

### 必要な社会的保護制度の整備

発展途上国や経済が過渡期にある国では、高齢者の大半がインフォーマルな経済部門で仕事をしている。

一般的に、これらの高齢者は十分な労働条件やフォーマル部門で提供されるような社会的保護を受けることができない。中国においてもこのような傾向がみられ、早急に社会的保護制度を整備する必要がある。

とくに高齢者対策の重点は八〇歳以上の高齢者に置くべきである。なぜなら、六〇〜七〇歳代の高齢者の大半が自活する能力があるのに対して、八〇歳以上の高齢者は病気を患っていたり、場合によっては寝たきりになっていたりして介護を必要とする割合が高いからである。こうした高齢者



表3 中国の人口扶養割合の変動

年	0～14歳	65歳以上	合計 (%)
2000	36.3	9.9	46.2
2005	30.1	10.7	40.8
2010	27.0	11.5	38.5
2015	25.7	13.4	39.1
2020	26.4	17.1	43.5
2025	26.2	20.0	46.2
2030	25.3	24.4	49.7
2035	24.7	30.8	55.5
2040	25.1	35.9	61.0
2045	25.4	37.5	62.9
2050	25.9	38.9	64.7

資料出所： 国連

現状では中国の高齢者の大多数（五五～六四歳）は退職した後も身体は健康である。高齢者の大部分は社会の発展のために能力を発揮したいとの強い意思を持っている。現在の法定退職年齢は男性六〇歳、女性幹部五五歳、女性従業員五〇歳となっているが、この年齢において多くの労働者は健康であり、気力も充実している。したがって、退職年齢制限を四～五年遅らせ、平均で六〇歳前後とすれば、年金の受給期間も四～五年短縮できる。労働者が長く働き五周年年金受給をしなければ、社会と家庭に対して一〇年間に相当する貢献

は間違いなく家庭と社会にとって重い負担となる。

農村高齢者の労働力率は四三・四％と高い。農村高齢者が労働に参加する場合、大部分が経済的理由によるものである。しかもこうした高齢者は、経済的理由以外の理由により労働に参加している高齢者と比べて健康水準が低いとの調査結果がある。つまり、農村で労働に参加している高齢者の多くが深刻な健康問題を抱えている。

### 政府は高齢者の雇用促進に消極的

中国の労働力は長期にわたって供給過剰の状態にある。現在の経済成長を維持するためには一年間で都市において二五〇〇万人の新規雇用創出が必要となるが、新規創出できる雇用は一〇〇〇万人に過ぎない。したがって、労働力に対する需要不足は一四〇〇万人に達することになる。このため政府は就業機会を増やす多くの措置を講じている。だが、高齢者の人的資源開発や就業問題に話が及ぶと、若い世代の就業機会を奪うことになりかねないとして、高齢者の雇用促進には消極的である。この結果、高齢者の再就業を促進する政策が不備で、高齢者に適切な就業機会を提供することができていない。

高齢者の問題は就業チャネルにもある。現在、高齢者の就業チャネルは、主に親戚、友人に頼る縁故が中心で、職業紹介機関ではない。つまり、家庭または家族関係により形成される親族や友人関係が、高齢者の再就業や再就業時の職業選択に必要なサポートを提供している。国が設置した正式な組織（職業紹介所や高齢者組織）は高齢者の再就業にあまり役に立っていない。

### 定年延長とフレキシブルな労働時間を

また、高齢就業者に対してフレキシブルな労働時間制度を適用することも考慮している。例えば、一日八時間の労働時間を上限とし、毎週二〇時間を下限とすることにより、高齢者が仕事のリズムを適宜に調節でき、充実した気力で仕事に打ち込めるような措置を講じるべきである。

### 韓国の人口減少は二〇二四年から

韓国においても中国と同様に人口の高齢化が急速に進行している。八〇年代以降、出生率が低下する中で平均寿命が継続的に伸びた結果である。平均寿命の伸びは八〇年の六六歳から二〇〇五年の七七・五歳へと急カーブを描いている。このため、八〇年代には四％台に留まっていた六五歳以上の高齢者が人口に占める比率は、九〇年代に五％台、二〇〇〇年には七％を超えて高齢化社会に入り、二〇〇五年には七・七％となった。今後も高齢化は進行し、六五歳以上の高齢者の比率は二〇一八年に一四％、二〇二六年には二〇％を超えるると予測されている。

二〇〇五年の人口増加率は〇・五四％であるが、労働力人口の増加率はこれを下回っている。今後、大きな変化がない限り、二〇二四年からは人口が減少するとみられている（表4）。

ワークショップでは、こうした高齢化の現状を踏まえて、KLIのイ・インジェ (Injae Lee)、チャン・ジョン (Jiyeun Chang) の両研究員が高齢化の進行によって浮き彫りになった高齢者雇用の政策的課題について報告した。

表4 韓国の労働力増加率の推移

	1980～89年	90～96年	97～2000年	01～05年
人口増加率	1.24	1.00	0.80	5.40
労働力増加率（15～64歳）	2.31	1.49	1.05	0.57
就業者～数	2.60	2.46	0.44	1.56

資料出所： 韓国統計庁

両研究員はともにKLIが構築したパネル・データを用いて計量分析しているが、ここではその分析結果に限って紹介する。

多くの韓国企業は高齢者の新規採用を敬遠

イ・インジェ氏は「多くの企業が高齢者を雇用しているにもかかわらず、高齢者の新規採用は敬遠している。その理由は何であろうか」と問題を設定。企業の高齢者の新規採用に影響を及ぼしている経済的要因として、アメリカの先行研究で提唱された仮説を取り上げ、韓国企業の行動がこの仮説によって説明できるか否か、KLIの企業パネル・データを用いて検証した結果を報告した。

仮説の第一は「繰り延べ補償契約 (delayed payment contract) 仮説」である。この仮説は、企業が長期契約を前提に、雇用契約の初期には低い賃金を

与え、後半に高い賃金を支給すれば、後半における繰り延べ補償の喪失に対する脅威により、労働者に適切なインセンティブが提供されると考える。繰り延べ補償のインセンティブ効果は、

予想される残存勤続期間が短い高齢者には相対的に弱く作用する。このため「繰り延べ補償契約を賃金制度として選択した企業」は、高齢者の新規雇用を敬遠する傾向をみせると考えられる。

また、「繰り延べ補償契約」は契約関係に一種の固定費を必要とする。したがって、企業は新規に労働者を雇用するたびに固定費を負担しなければならぬ。このため若年労働者と長期契約を結ぶことにより採用回数を最小化しようとする。企業は固定費削減のため若年層の長期雇用を好む。この結果、企業は長期勤続により高齢者となった労働者を雇用し続けるが、高齢者の新規採用は敬遠することになると考えられる。

第二の仮説は「企業の特定教育訓練仮説」である。同仮説は、企業の特定教育訓練の固定費の性格に注目する。特定の技能を持つ労働者を必要とする企業は、労働者を新規に採用するたびに特定教育訓練を実施しなければならない。したがって、特定教育訓練が必要な企業では、固定費を削減するために可能な限り採用回数を減らすほうが有利である。また企業の特定教育訓練に対する投資効果を生み出すためには、雇用契約を一定期間以上継続しなければならない。すなわち、特定教育訓練が必要な企業の場合には、可能な限り若年者を新規採用して長期雇用することにより、固定訓練費を減らし教育訓

練投資の効率を高めることを選択すると考えられる。

### 勤続年数にリンクした賃金は高齢者の新規採用を制限

前記の仮説を企業パネル・データで検証した結果、以下のことを確認した。第一に、勤続年数にリンクして上昇

する賃金制度を採用している企業では、高齢者の新規採用率は低い。また管理職と大卒新入社員の高賃金格差が大きいほど高齢者の新規採用率は低くなる。この結果は、「繰り延べ補償契約仮説」と一致する。すなわち、賃金制度の繰り延べ補償的性格が明確な企業であるほど、高齢者を雇用してはいるが、高齢者の新規採用を制限する傾向にあるといえる。



第二に、従業員一人当たりの年間教育訓練時間は、高齢者の新規採用率に影響を及ぼさない結果がみられた。一人当たり訓練時間には、企業の特定教育訓練と一般的な教育訓練の両方を含んでいるため、教育訓練時間の総量は高齢者の新規採用に影響を及ぼさないこともあると考えられる。

第三に、企業の特定の技能に対する必要性を反映する制度的な職場内教育訓練(OJT)の実施の有無は、高齢者の新規採用率を低くする効果が確認できた。

第四に、企業のコンピュータ教育訓練比率が高いほど、高齢者の新規採用率は低くなっていた。高齢者の場合、新しい技術、とくにコンピュータ関連技術の習得能力が相対的に低いため、一般的にコンピュータ教育訓練の固定費は相対的に高くなる。したがって、コンピュータ関連技術の教育訓練の必要性が高い企業では、高齢者の新規採用機会が大きく制限されているといえる。

### 労組のある企業の高齢者新規採用率は低い

以上の仮説検証とは別に、パネル・データ分析の結果、企業規模と労働組合の有無が高齢者の新規採用機会と関連があることが分かった。すなわち、企業規模が大きいほど高齢者の新規採用率が高くなり、労働組合のある企業では高齢者の新規採用率が低いことが明らかとなった。

この結果は、労働組合は高齢者の職場維持には肯定的な影響を及ぼすが、高齢者の新規採用には否定的な影響を

及ぼすという解釈を可能にする。このことは労働組合は既存の職場を維持する肯定的な機能を持っているが、新しい職場の創出には否定的に機能するという一般論とも一致する。

### 年齢差別禁止政策には慎重な対応を

今回の分析では、高齢者の新規採用機会の制限に関する「繰り延べ補償契約仮説」と「企業の特定教育訓練仮説」を強く支持する結果となった。すなわち、韓国企業の高齢者新規採用に影響を及ぼす経済的要因には、企業の賃金制度の性格と熟練要件がある。他の条件が同一であると仮定した場合、賃金制度の繰り延べ補償的性格が強いほど、そして企業の特定教育訓練の必要性が高いほど、韓国企業の高齢者に対する新規採用は減少している。

この分析結果は、重要な政策的意味を示唆している。年齢に伴う雇用機会の差は、企業の新規採用過程で高齢者の採用制限という年齢差別として現れている。しかし、この年齢差別は、賃金制度と熟練要件という与えられた制約条件下における企業の合理的な行動の結果として現れたものである。

仮に、企業の繰り延べ補償的賃金制度と特定熟練ニーズ自体が、非合理的な要因に起因したものであれば、高齢者の新規採用問題は賃金制度と熟練形成制度の改編を通じて解決できるであろう。しかし、企業の繰り延べ補償的賃金制度と特定熟練ニーズが非合理的であるとは断定できない場合、高齢者の新規採用と関連した政策、とくに年齢差別禁止政策の実施には、企業の経



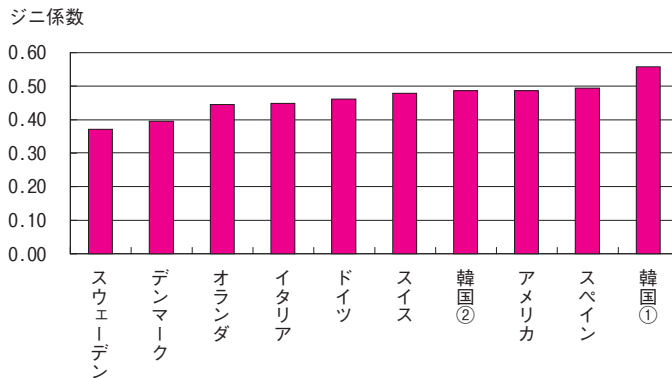
表5 国別相対貧困率の比較

(%)

	年 齢	ドイツ	フランス	イギリス	イタリア	スウェーデン	アメリカ	韓 国
個 人	全 体	6.0	5.5	11.1	13.2	2.2	17.2	11.4
	0~17歳	4.0	5.4	16.9	17.8	0.9	22.8	9.7
	18~64歳	5.7	5.5	8.7	11.8	2.5	13.7	9.3
	65歳以上	9.3	5.4	12.0	13.2	2.8	22.1	34.2
世 帯	65~69歳	7.8	-	17.0	-	2.2	24.7	30.3

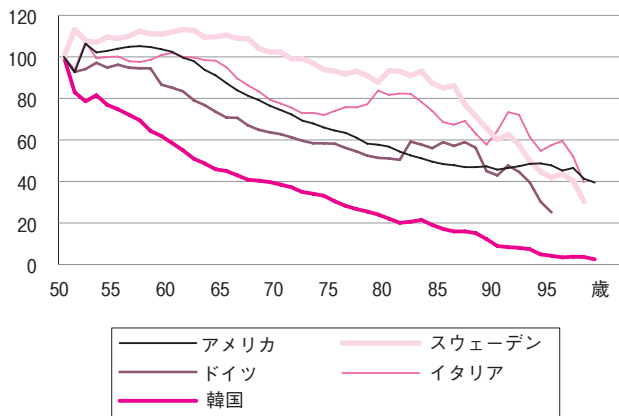
資料出所： Dang et al (2006)、チェ・ヒヨンス/リュ・ヨンギョ (2003)、Rein et al (2004)、キム・スワンほか (2005)。

図1 50歳以上人口の世帯所得分布の不均等度合い



(注) 韓国①は高齢者夫婦の所得、韓国②は世帯の全所得。

図2 主要国の年齢別所得分布(個人単位)



(注) 50歳時点をもととしてみた。

済合理性を考慮した慎重な対応が必要といえよう。

## 韓国の高齢者の所得水準は不均等

チャン・ジョン氏の報告は「高齢者の所得水準とその源泉」である。

高齢者の所得は年金によって保障されることとが先進国では定

着している。しかし、韓国では年金制度が未成熟であるため、年金制度が整備されている国と比較すると、高齢者の貧困率は高い。とくに六五歳以上の高齢者の場合、貧困世帯に属している比率が三四%を超えている。韓国の高齢者の場合、公的年金ではなく、給与所得や私的所得移転が重要な所得源となっており、高齢者は高い貧困率のなかに置かれている。

では、韓国の高齢者は、他の国と比較したとき、どの程度の貧困状態にあるのか。表5にみられるとおり、韓国の高齢者の貧困率は、ヨーロッパで高齢者の貧困率が比較的高いドイツやイタリアはもちろんだ、アメリカの二二%よりもはるかに高い。注目すべきは、

他の国と比べ韓国は貧困が高齢層に集中している点である。社会全体の貧困率をみると、韓国はアメリカやイタリアより若干低く、ドイツと似た水準にある。児童や経済活動世代の貧困率はこれらの国より低い反面、高齢者の貧困率は高い。

高齢者世帯の所得水準を各国と比較するため、高齢者のいる世帯の所得水準のジニ係数を計算すると、社会保障制度が整備されているスウェーデンとデンマークが最も低い水準を示し、高齢者の間で所得不平等が少ない(図1)。

韓国は世帯総所得(所得②)で比較しても、これらの国に比べて不平等度合いが高い。とくに高齢者夫婦の所得を中心に計算した(所得①)ジニ係数



では、さらに不均等な所得分布を示している。

多くの国において年齢が高くなるにしたがって所得水準が低くなるのは自然な現象といえる。しかし、社会保障システムの実現によりその程度は異なっており、急速に所得が減少する時点も異なると思われる。

図2は、五〇歳以上の高齢者の属する世帯の世帯所得を個人データに連結させた後、個人の年齢別平均所得を、五〇歳の者の所得を一〇〇として相対的な水準を表したものである。これを通じて年齢にともなう所得減少の傾きを分析した。

韓国の高齢者は五〇歳以降継続的に

表6 平均的な高齢者世帯の所得構成比 (Mean of the share)

(%)

	給与所得	資産所得	公的移転所得	私的移転所得	個人年金	その他	他の世帯構成員の所得
ドイツ	28.09	4.72	50.20	0.42	4.50	0.13	11.94
スウェーデン	34.39	2.18	47.18	0.34	8.94	0.06	6.91
オランダ	30.71	4.43	35.91	0.23	18.30	0.22	10.20
スペイン	25.51	2.89	58.37	1.07	1.06	0.23	10.86
イタリア	21.05	2.57	56.55	0.79	3.25	0.09	15.69
デンマーク	38.53	5.44	41.96	0.56	9.21	0.19	4.12
スイス	33.46	6.12	34.14	0.34	12.02	0.92	13.00
アメリカ	32.62	6.02	45.98	-	12.87	2.50	-
韓国	32.68	3.06	11.17	20.97	0.36	0.44	31.32

所得レベルが下落するだけでなく、下落の傾きが急である。最も対象的な国はスウェーデンである。六五歳程度まで所得がほとんど減少しないだけでなく、それ以後に減少する速度も緩やかである。ドイツも六五歳以前には所得が減少せず、六五歳から減少していく。

表7 韓国の公的所得保障受給者の比率と年平均受給額

	受給者比率 (%)	年平均受給額 (千ウォン)
国民年金+特殊職域年金	14.84	4791.82
その他社会保障所得	28.46	939.21

(注) 60歳以上の高齢者に占める比率、受給者の年平均受給額。

アメリカやイタリアでも本格的な所得減少が現れるのは六〇歳以降である。しかし、これらの国では一度所得減少が始まった後は急速に減少する。

### 高齢者の所得構成の特徴

韓国の平均的な高齢者世帯の所得構成比を表6に示した。平均値をみると、韓国の五〇歳以上の高齢者世帯は、三〇%の給与所得と

三〇%の他の世帯構成員の所得、二〇%の私的移転所得、一〇%の公的移転所得で生活していることになる。

韓国の所得構成は、公的年金制度が軌道に乗っている先進国とはずいぶん異なる。アメリカの場合には他の世帯構成員の所得や私的移転所得を把握できなかつたので比較できないが、他のヨーロッパ諸国では比較的類似した所得構成比を示している。

表6をみると、高齢者自身の勤労所得は三〇%前後である。オランダと

スイスは公的移転所得が占める比率は比較的低く、私

い。スペイン、イタリアなど南ヨーロッパの国は公的移転所得の比率は高いが、給与所得の比率は低い。スウェーデンとデンマークは公的移転所得への依存度は中位水準であり、給与所得の比率が高い。

老後所得の構成は、①公的年金と給与所得の組み合わせの国、②公的年金と私的年金の組み合わせが優勢な国、そして、③ほとんど全面的に公的年金に依存する国、に大別できる。個人年金と公的年金の双方が不備な韓国では、給与所得と私的移転所得、他の世帯構成員の所得によって老後の経済生活が営まれている。

### 少ない韓国の公的年金受給者

KLEIの高齢化パネル調査に捉えられた韓国の公的所得保障制度の受給者は表7のとおりである。六〇歳以上人口のうち国民年金や特殊職域年金(公務員、軍人、教師)を受給する者は約一五%である。現在は制度発足後間もないので早期老齢年金と特例老齢年金のみが支給されていることから、受給者の年平均受給額は五〇〇万ウォン(約五五万円)未達の低水準である。国民基礎生活保障制度や敬老手当てを受給する高齢者は二八%であった。

一九八八年に現在の公的年金制度が導入されたため、韓国ではまだ完全な老齢年金受給者はいない。早期老齢年金や特例老齢年金、特殊職域年金の受給者を合わせて、六〇歳以上の高齢者の一七%程度が公的年金を受給しているに過ぎない。国民基礎生活保障(日本の生活保護制度に相当。二〇〇〇年

から実施)のような他の社会保障所得を受給する者を合わせれば二七%程度になると推定される。

### 所得面からみた韓国の高齢者の特徴

公的年金制度が未成熟であるため、韓国の高齢者は先進国と比較してつぎのような特徴を指摘できる。

第一に、韓国の高齢者の貧困率は非常に高い。児童や経済活動年代と比較しても高齢者の貧困率が顕著に高い年齢階層別貧困構造も、先進国と対比される特徴である。

第二に、高齢者間の所得の不均等分布の程度も、他の国に比べて著しい。単純に世帯総所得で算出したジニ係数より、若い家族の所得を除いて高齢者自身の所得だけで試算したジニ係数ではそれが一層大きく表れた。これは韓国の高齢者の経済的不平等は成人した子供との同居によって緩和されていることを意味する。

第三に、年齢を重ねるにつれて、所得が減少していく顕著な傾向がみられる。これは一定水準の公的所得移転が成り立っている先進国とは異なり、給与所得への依存度が大きい所得構造の特色に起因したものである。

第四に、韓国の高齢者家族は、他の国に比べて著しく高い割合で給与所得に頼って生活している。公的移転所得の比率は低く、所得の不足分は他の世帯構成員の所得や同居しない子供や家族の私的移転によって埋められている。

(国際研究部研究交流課長

坂井澄雄)